

～お知らせ～

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった レンタカー車両の定期点検について（適用期間の延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両の定期点検については、岐阜運輸支局ホームページ等により非稼働期間等の必要事項を記載したリストを提出することで定期点検実施の義務はかからないものとし、非稼働期間を満了した際には定期点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを周知しているところです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてレンタカーの利用者減少が改善される状況にないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなったレンタカー車両については、本取扱いを令和3年6月30日までとしました。

また、非稼働期間を令和3年3月31日までとして申請している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている非稼働期間を3年6月30日までと読み替えるものとします。

詳細：<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gifu/info/tenken.pdf>

【連絡先】

中部運輸局 岐阜運輸支局 輸送・監査担当 TEL:058-279-3714

保安担当 TEL:058-279-3715